

## 「役員選考規程」及び「役員選挙規程」の一部改正について

公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会  
企画委員会

### 1. 改正の経緯

- 本会ガバナンスとして、都道府県不動産鑑定士協会会長は本会理事となり、地域不動産鑑定士協会連合会会長は、本会役員選挙を経て、常務理事に就任することが基本となっているが、北海道不動産鑑定士協会及び東京都不動産鑑定士協会（以下、「北海道士協会」「東京士協会」という。）は、地域不動産鑑定士協会連合会としての権能を有するものの、当該士協会長が役員選挙に立候補しなければ、本会理事の立場に留まり、その場合、北海道士協会及び東京士協会については、地域不動産鑑定士協会的機能を果たせない（本会業務執行理事会と当該地域の理事会との間で会長を介した連絡意思疎通が出来ない）自体となることから、これを是正するための見直しを行った。

その結果、北海道士協会については、現在、本会役員選挙規程で選出されている常務理事が北海道士協会の役員会にも出席し、当該役員が、本会業務執行理事会と当該地域の理事会との連絡意思疎通の機能を果たしていることから、現行制度のままでもガバナンス面の課題はクリアできていることが確認され、現行制度で対応することとなった。

一方、東京士協会長は、現行では役員選挙に立候補しない限り、必ずしも本会常務理事とはならないことから、この点について改善方の検討を行った結果、①東京士協会長を常務理事とする役員選考規程の改正を行う、②役員選挙規程の常務理事選挙の東京選挙区定数を1名減らして5名から4名とする改正を行う方向で規程改正を行うこととした。

- 現行の役員選考規程第14条は、外部専門家から理事の選考を規定しているが、これを会員を含む有識者から理事を選考するものとし、非会員以外でも会員で役員経験が豊富な者でその知識及び経験が本会の業務執行上特に必要であると認められる者（特別委員会の委員長への就任や特命事項担当等を任せていただくことを想定）を理事として若干名選任できるよう規定を改正する。

### 2. 主な改正のポイント

- (1) 現行の第15条第1項「委員長は、役員改選の年に各都道府県不動産鑑定士協会を選出される士協会会長を本会の理事に相応しい者として総会に推薦する。」を踏まえ、新第2項を挿入し、「(役員選考)委員長は、前項の者のうち、東京都不動産鑑定士協会会長が総会の承認を得て正式に理事となった後、当該理事を常務理事に相応しい者として理事会に推薦する。」と規定。

但し、定款等に同一役職の連続3選禁止規定があることを踏まえ、続けて、「、同士協会会長が、定款第32条第2項に該当する場合はこの限りではない。」を追加。

これに伴い、現行第 15 条第 2 項は新 15 条第 3 項に移動。

さらにこれを踏まえて、役員選挙規程の常務理事選挙の東京選挙区定数を 1 名減らして 5 名から 4 名とする規程改正を行う。

- (2) 現行の第 15 条第 1 項の後段に「但し、士協会会長が役員選挙規程に基づき、正副会長或いは常務理事に相応しい者として選出された場合には、その限りではない。」を加筆。
- (3) 第 14 条のタイトルを「外部専門家からの理事の選考」から「有識者からの理事の選考」に変更し、従前の「非会員の外部専門家又は学識経験者」のほか、会員で「役員経験が豊富な者でその知識及び経験が本会の業務運営上特に必要であると認められる者」についても適用できるよう一部改正。

以上